

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

- 1 基本的事項
- 1 事業の概要

特別会計名：簡易水道特別会計

事業名	簡易水道事業（水道事業）		
事業開始年月日	昭和30年3月31日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	栄村	職員数（H24.4.1現在）	1
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 （年度） 計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成24年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	165.4円/m ³ （20年度）	財政力指数	0.14（22年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	0.0（年度）	財政力指数（臨時債振替前）	（年度）
経常収支比率（%）	92.1%（20年度）	実質公債費比率（%）	20.0%（21年度）
		将来負担比率（%）	63.3%（20年度）

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。
- 3 財政力指数（臨時債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： 〕

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	栄村簡易水道事業経営健全化計画
計画期間	平成24年度～平成28年度
計画策定責任者	栄村長 島田茂樹
既存計画との関係	栄村公債費負担適正化計画（H19～H25）
公表の方法等	ホームページ・広報（12月議会で説明し1月ホームページ等で公表予定）
基本方針	・震災及び少子高齢化による人口減ならびに使用水量の減少の中で経費を抑え収入の確保に努める。

1 基本的事項 (つづき)
5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計	
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満		
				うち年利7%以上		
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		22,262.7	8,832.6	0	31,095.2
	補償金免除額		5,272.4	2,530.6	0	7,802.9
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額					
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額					

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)
3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に()書きで記入すること。

6 平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成24年度末残高)	年利6.3%以上 (平成24年度末残高)	合 計	
				うち年利7%以上		
公営企業債	簡易水道事業債		22,262.7	8,832.6	0	31,095.2
合 計 (A)			22,262.7	8,832.6	0	31,095.2
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分						
合 計 (B)						
公営企業で負担するもの (A)-(B)			22,262.7	8,832.6	0	31,095.2

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成24年度末残高)	年利6.5%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
合 計 (A)					
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成24年度9月期残高)	年利6%以上 (平成24年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
合 計 (A)					
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰入金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>栄村は総面積271.5km²のうち約93%が山林原野となっている。住居地域は千曲川、志久見川、中津川の沿岸平坦部に31の集落が点在している。</p> <p>人口は平成18年4月1日2,515人が平成24年4月1日には2,233人と280人程減少している。0～14才までの年少人口が182人で8.2%、15～64才までの生産人口が1,041人で46.6%、65才以上の高齢人口が1,010人で45.2%と少子高齢化が著しい状況となっている。</p> <p>当村の水道水源は湧水と地下水であり、水源が山中にある箇所も少なくない。このため、配水池までの管路が長く水道水源までの維持管理にも多大な経費が必要となる。</p> <p>水道料金については、住民からの要望もあり基本料金を低く設定していたが、段階的に値上げを行う条件で平成18年度に見直しを行った。平成22年度にも値上げを検討したが料金改定に理事者の了解が得られず改定できていない事から、まだ近隣町村に比べ基本料金が低い状況である。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 料金収入の適正化</p> <p>平成19年度と比較し、震災及び少子高齢化により給水人口は190人程減っており、有収水量は7万m³も減少してしまった。復興の状況を見ながら料金改定を行い料金収入の適正化を図る。</p> <p>高齢化と震災による料金収入の減少により、平成27年度の料金改定は不可欠である。</p>
	<p>課 題 ② 適正な維持管理</p> <p>震災による水道施設の災害復旧工事はほぼ完了した。しかし、地震により緩んだ地盤に家屋等の復旧工事に伴う工事車両の往来が多いため、今後も漏水事故が予想される事から適正な維持管理が必要である。</p>
	<p>課 題 ③ 水道施設の点検及び維持管理の徹底</p> <p>湧水の水源が多く、水源水量が豊富ではない地区も多い事から、断水の危険も大きい。断水等を未然に防ぐ為、村内に点在している水道施設の点検及び維持管理の徹底。</p>
	<p>課 題 ④</p>
	<p>課 題 ⑤</p>
留意事項	<p>平成22年度に料金の改定を予定していたが先送りになり平成23年度には震災の影響で料金改定を実施出来なかった。</p> <p>今後、料金改定は必要不可欠ではあるが、復旧・復興が一段落するまでは村民の負担を考慮し、料金改定の実施時期は慎重に検討したい。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

区 分		年 度										
		平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)	
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	45	46	43	45	33	44	43	43	43	41
		(1) 営 業 収 益 (B)	31	31	30	32	20	26	26	27	32	32
		ア 料 金 収 入	31	31	30	32	20	26	26	27	32	32
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ウ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 営 業 外 収 益	14	15	13	13	13	18	17	16	11	9
		ア 他 会 計 繰 入 金	14	12	12	13	13	18	17	16	11	9
	イ そ の 他	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
	収益的 支出	2 総 費 用 (D)	31	32	30	32	33	30	29	28	28	27
		(1) 営 業 費 用	18	18	17	18	20	19	18	18	18	18
		ア 職 員 給 与 費	6	6	7	7	8	7	7	7	7	7
		うち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		イ そ の 他	12	12	10	11	12	12	11	11	11	11
		(2) 営 業 外 費 用	13	14	13	13	13	11	11	10	10	9
ア 支 払 利 息		13	14	13	13	13	11	11	10	10	9	
うち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	14	14	13	13	0	14	14	15	15	14		
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	156	64	26	21	186	102	15	61	15	15
		(1) 地 方 債	95	30	0	0	20	50	0	30	0	0
		資本 費 平 準 化 債			0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 他 会 計 補 助 金	10	10	26	21	105	52	15	16	15	15
		(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	51	16	0	0	61	0	0	15	0	0
		(6) 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(7) そ の 他	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	
	資本的 支出	2 資 本 的 支 出	169	90	38	33	190	116	29	76	30	29
		(1) 建 設 改 良 費	147	68	15	8	164	55	0	45	0	0
		うち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	21	22	23	23	26	61	29	31	30	29
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) そ の 他	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-13	-26	-12	-12	-4	-14	-14	-15	-15	-14		

(単位:百万円, %)

年 度	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
区 分										
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	1	-12	1	1	-4	0	0	0	0	0
積 立 金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	1	2	2	3	4	0	0	0	0	0
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	2	-10	3	4	0	0	0	0	0	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支										
黒 字 (P)	2	1	3	4	1	0	0	0	0	0
赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)										
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	87	85	81	82	56	48	74	73	74	73
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	31	31	30	32	20	26	26	27	32	32
地方財政法による資金不足の比率 (R)/(S) × 100										
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)										
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)										
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)										
健全化法第22条により算定した資 金不足比率 (T)/(V) × 100										
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)										
企 業 債 現 在 高 (X)	518	539	504	481	474	463	434	433	403	374

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
区 分										
収 益 的 収 支 分	14	13	12	13	13	18	17	16	11	9
うち基準内繰入金	7	7	6	6	6	6	6	5	5	5
うち基準外繰入金	7	7	6	6	6	13	12	11	6	5
資 本 的 収 支 分	10	10	26	21	105	52	15	16	15	15
うち基準内繰入金	7	10	11	12	100	31	15	16	15	15
うち基準外繰入金	3	0	14	9	5	22	0	0	0	0
合 計	24	23	38	34	118	70	32	32	26	24

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率※ (%)	61	59	65	57	35	43	55	55	57	58	
資本費 (円又は%)	155.8	165.4	165.3	168.1	264.2	215.0	225.0	212.0	212.0	203.0	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	87	85	81	82	56	48	74	73	74	73	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	31	26	28	29	39	41	40	37	26	22
	うち基準内繰入金 (%)	16	15	14	13	18	13	13	12	12	11
	うち基準外繰入金 (%)	16	15	14	13	18	28	27	26	14	11
	資本的収入分 (%)	6	16	100	100	56	51	100	26	100	100
	うち基準内繰入金 (%)	4	16	42	57	54	30	97	25	100	97
	うち基準外繰入金 (%)	2	0	54	43	3	21	0	0	0	0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方 (前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>平成23年度は震災により仮設住宅入居者に対する減免措置や、村外への一時避難者がいた事等により大幅に料金収入が減ってしまった。しかし、平成24年度以降は災害復興住宅の建設や個人住宅の再建により、徐々に震災前の生活に戻る事が予想されるため料金収入も85%程度回復する見込みである。</p> <p>平成18年度に急激な値上げを避けるという前提で料金改定を実施した。段階的に料金を改定する計画であったが実施できておらず、加えて震災により大幅に料金収入が減っている事から復興の進捗を考慮し、平成27年度には料金改定を実施し増収を図りたい。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>料金改定による収入の確保と維持管理及び工事経費の削減により、赤字補てんの繰入金を抑制する。</p> <p>超過勤務手当の削減及び、新規水源の使用による深井戸ポンプ電気料の削減を図り、繰入金を抑制する。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>平成26年度に、震災関連工事として青倉地区簡易水道配水池改築工事(1棟2池)が予定されているが、それ以降大規模投資の予定はない。</p> <p>実施時期:平成26年度 事業費:45,000千円(国庫補助15,000千円・起債30,000千円)</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>平成27年度以降は維持管理費及び起債償還のみである。</p>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方(設定方法等)や、料金水準に対する考え方(類似団体等との比較)、今後の料金収入の見込みとその根拠(有収水量や利用者数の推移等)等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること(「料金収入の見込み」については要記入のこと)。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理		<p>現在、一般職員1名体制であり、今後も現状維持とする。 栄村集中改革プランにより定員管理を行っていたが、平成21年度で計画期間が終了した。現在は、定数条例の人数を下回っているが、今後退職者の状況を勘案し計画を策定する予定である。</p>
○ 給与のあり方		<p>厳しい財政状況により、今後村民へ使用料及び負担金等の増額負担をお願いする状況であるため、職員給与の適正化について検討する。</p>
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		<p>人事院勧告を完全実施する。 寒冷地手当の支給の見直し・削減について検討する。</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		<p>当会計に技能労務職員はいない。</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		<p>従来から実施していない。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方		<p>福利厚生について職員互助会と調整し、村負担分の見直し・削減について検討する。</p>
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	②、③	<p>道路や農道の復旧工事を行う箇所のうち水道の管路がある箇所について、事前に施工業者に説明して管路を保護するなど漏水事故の防止に努める。 水道施設の維持管理を徹底し設備機器の長寿命化を図る。(塩素タンクや減菌ポンプなど設備機器の交換費を圧縮する) 有効期限がある水道メーターの交換を全件、業者に依頼するのではなく直営でも交換作業を行い経費削減を図る。 (メーター交換は業者に依頼した場合1件約5,000円の経費がかかるが、直営での実施により50件実施する事により25万円の削減となる。) 職員は当面1名体制で対応する。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		<p>現在導入予定はないが、導入による効果等を検討する。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		基準外繰入金を削減するため、料金改定を検討する。
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①	平成26年度に料金改定案を作成し平成27年度に料金収入増を目指す。 村の状況を勘案し徐々に料金改定を行うとし平成18年度に料金改定を実施した。平成22年度にも料金改定を予定したが、少子高齢化や人口の減少等の状況から料金改定について理事者の了解が得られず、料金改定が出来なかった。しかし近隣町村よりまだ基本料金が低い事もあり、復興の進捗を考慮し平成27年度には料金改定を行いたい。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		財政事情を5月と11月にホームページ等で公表している。
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		財政事情を5月と11月にホームページ等で公表している。
○ 行政評価の導入		実施事業について、限られた財源を有効的に使うため、緊急性、優先性、費用対効果の分析を行うとともに、経費の削減に努めるなど、効率性の高い事業運営を目指している。
4 その他		

- 注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。
- 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	震災後の漏水事故を未然に防ぎ維持管理費の圧縮に努める。 水道施設設備の維持管理を徹底し機器類の長寿命化を図る。 水道メーター交換や簡易な修繕はすべて直営で行い維持管理費の圧縮を図る。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	平成26年度に料金改定を行い平成27年度から料金収入増となる見込みである。 料金改定の目標は平成22年度以前の水準の30,000千円程度とし、約5,000千円程度の収入増となるように改定を行う。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	料金の改定と経常経費の削減を実施し、基準外繰出金の縮減に努める。
4 その他	近隣市町村及び類似団体を参考に、根本的な料金体系の見直しを検討する。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

区分	課 題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度)	平成22年度 (当初計画第4年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画前年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画初年度)	平成25年度 (延長計画第2年度)	平成26年度 (延長計画第3年度)	平成27年度 (延長計画第4年度)	平成28年度 (延長計画第5年度)	延長計画合計
	業債欠損金 比率	当初計画の目標値 (実績値)													
		延長計画の目標値													
	企業債現在 高	当初計画の目標値 (実績値)	445	522	550	554	531	507							
		延長計画の目標値		518	539	516	481	474		463	434	433	403	374	

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】														
		料金改定率	153			150									
		改善効果額(料金の適正化)		1	1	4	4	4							
		未収金の徴収対策													
		改善効果額													
		一般会計負担金の額													
		改善効果額(負担金の確保等)													
		資産の有効活用													
		改善効果額(収入増額)													
		その他()													
		改善効果額													
		【経費の削減】													
		職員給与費の適正化													
		職員給与費(退職手当以外)			6	6	6	6							
		改善効果額													
	給与水準														
	改善効果額														
	その他()														
	改善効果額														
	維持管理費等	15	12	12	11	11	11								
	改善効果額(適正化)														
	工事コスト														
	改善効果額(削減額)														
	その他()														
	改善効果額														
	当初計画改善効果額 合計								14						

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】															
	2	料金改定率												160		
		改善効果額(料金の適正化)												5	5	10
		未収金の徴収対策														
		改善効果額														
		一般会計負担金の額														
		改善効果額(負担金の確保等)														
		資産の有効活用														
		改善効果額(収入増額)														
		その他()														
		改善効果額														
		【経費の削減】														
		職員給与費の適正化														
		職員給与費(退職手当以外)														
		改善効果額														
	給与水準															
	改善効果額															
	その他(超過勤務手当)					0.2	0.5		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1		
	改善効果額								0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4		
	維持管理費等(電気料)				2.6	2.3			1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8		
	改善効果額(適正化)								0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5		
	工事コスト															
	改善効果額(削減額)													2.5		
	その他()															
	改善効果額															

注1 「課題」欄については、「1」主な課題と取組み及び目標の「課題」欄の番号を記入すること。
 2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。
 3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 B」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

延長計画改善効果額 合計 A	14.5
普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 B	
A+B	14.5
<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	7.8

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)
 ② 経営状況

	平成18年度 (計画前6年度) (決算)	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前2年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算)	平成24年度 (計画第1年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2	2.0	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9
年間総有収水量 (千m ³)	243	217	215	212	217	147	190	200	200	200	200
公称施設能力 (m ³ /日)	1300	1300	1300	1300	1314	1314	1314	1314	1314	1314	1314
1日最大配水量 (m ³ /日)	1197	1069	1059	1044	1052	1052	1052	1052	1052	1052	1052
最大稼働率 (%)	92	82	81	80	80	80	80	80	80	80	80
供給単価 (円/m ³)	123.5	143.9	144.5	164.0	145.3	136.1	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0
給水原価 (円/m ³)	216.4	236.7	245.0	252.3	253.0	393.8	275.0	275.0	265.0	260.0	260.0

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検針体制・実施スケジュール、検針の方向性、結算をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

当村の統合計画では、平成19年度に3地区の水道を統合し統合事業は完了している。
 村の地域環境として、総面積が271.51K㎡と広い土地に集落が点在しており、統合のための事業費が大きく水深水量も限られている事からこれ以上の施設統合は非常に難しい。
 人口の減少及び高齢化が進む状況から、事業費を費やし施設統合を行ったとしても、事業費の回収は非常に難しい。

<水道料金収入の改善額>

(単位:千円)

	平成23年度	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		改善額合計	
	決算額	計画値	決算見込額	計画値	決算見込額	計画値	決算見込額	計画値	決算見込額	計画値	決算見込額	計画値	決算見込額
料金収入	20,040	26,000		26,000		27,000		32,000		32,000			
改善額								5,000		5,000		10,000	0

※ 改善額の根拠

震災の影響により、仮設住宅入居者（104人・48世帯）に対して水道料金の減免措置を講じている。また、村外への一時避難者（26人・11世帯）もいる事から、平成23年度の料金収入は大幅に減収となった。しかし、平成24年度以降は、災害公営住宅の建設及び自宅再建も進んでいる事から料金収入は徐々に回復する見込みである。

しかし、少子高齢化及び人口の減少は震災以降も続く見通しで、震災により村外へ転出した方もいる事から、料金収入が震災前に戻る事は難しい。このため、復興の進捗を考慮し、平成27年度に料金改定による増収を図ることとし、平成26年度の料金収入を基準値とする料金改定による増収額を改善額として計上する。（平成27年度及び平成28年度の計画値32,000千円、うち震災前の回復見込値27,000千円、料金改定による増収見込額5,000千円）。